

変更点一覧

SOP 名：治験手続きの電磁化における標準業務手順書

ページ 数・章等	変更前（現行）	変更後（改訂案）	変更理由
表紙	<p style="text-align: center;">治験手続きの電磁化における標準業務手順書</p> <p style="text-align: center;">治験手続きの電磁化における標準業務手順書 (第 3 版：2021 年 10 月 1 日)</p> <p style="text-align: center;">岡山大学病院 新医療研究開発センター 治験推進部 岡山大学病院長 前田 嘉信</p>	<p style="text-align: center;">治験関連文書の電磁的取り扱いに関する標準業務手順書</p> <p style="text-align: center;">岡山大学病院 治験関連文書の電磁的取り扱いに関する標準業務手順書 (第 4 版：2024 年 12 月 5 日)</p> <p style="text-align: center;">岡山大学病院 新医療研究開発センター 治験推進部 岡山大学病院長 前田 嘉信</p>	<p>日本製薬工業協会が提供する手順書ひな形（2024 年度版）の改訂による</p>

SOP 名：治験手続きの電磁化における標準業務手順書

<p>目次</p>	<p>目次</p> <p>1. 目的.....1</p> <p>2. 基本的な留意事項.....1</p> <p>3. 適用範囲.....1</p> <p>4. 電磁的記録の交付及び受領並びに保存.....2</p> <p>5. 治験手続きを電磁化するための具体的な手順.....2</p> <p>6. 関連法令.....5</p> <p>7. 関連通知等.....6</p> <p>8. 附則.....6</p>	<p>目次</p> <p>本手順書で使用する用語の定義.....2</p> <p>1. 目的.....3</p> <p>2. 留意事項.....3</p> <p>3. 適用範囲.....3</p> <p>3.1 本手順書の適用となる範囲.....3</p> <p>3.2 本手順書の適用となる治験関連文書.....3</p> <p>3.3 本手順書の適用外となる治験関連文書.....3</p> <p>4. 文書を電磁的に取り扱うための手順.....3</p> <p>4.1 治験クラウドシステムの利用.....3</p> <p>4.1.1 治験クラウドシステムの導入.....3</p> <p>4.1.2 システム管理体制.....4</p> <p>4.1.3 治験関連文書の電磁的取り扱いに関する教育.....4</p> <p>4.1.4 アカウント管理体制.....4</p> <p>5. 作成・受領・交付・保存の手順.....4</p> <p>5.1 業務責任の明確化（信頼性を確保するために手順により事実経過を検証可能とする）.....4</p> <p>5.2 電磁的記録による交付及び受領の協議.....4</p> <p>5.3 電磁的記録の作成.....5</p> <p>5.4 電磁的記録の交付及び受領.....5</p> <p>5.5 電磁的記録の保存.....5</p> <p>5.6 治験審査委員会への資料の提供.....6</p> <p>5.7 電磁的記録の監査・規制当局による調査等への提供.....6</p> <p>6. 電磁的記録の管理.....6</p> <p>6.1 バックアップ及びリカバリ.....6</p> <p>6.2 保存された電磁的記録の移行又は退避.....6</p> <p>6.3 電磁的記録の廃棄.....6</p> <p>7. 附則.....6</p> <p>別添 1 業務責任者一覧表</p> <p>改訂履歴</p>	<p>製薬協ひな 形改訂によ り目次に章 タイトルの 追記</p>																														
<p>本手順書で使用する用語の定義</p>	<p>本手順書で使用する用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電磁的記録</td> <td>人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピュータで処理される記録</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>紙媒体による資料</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録利用システム</td> <td>治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び保存に用いるシステム</td> </tr> <tr> <td>コンピュータ・システム・バリデーション</td> <td>コンピュータシステムが、完全性、正確性、信頼性及びユーザーの意図（ユーザー要求、使用目的等）どおりに確実に動作することを検証・保証し、文書化すること</td> </tr> <tr> <td>実務担当者</td> <td>規定や文書等で責任者の行うべき業務の権限を与えられ、代行する者</td> </tr> <tr> <td>原データ</td> <td>治験の事実経過の再現と評価に必要な情報であり、最初に記録された文書又はその Certified Copy に含まれる</td> </tr> <tr> <td>治験関連文書</td> <td>医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）および再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）及び関連する通知等に基づき治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会間で交付、受領される文書</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	電磁的記録	人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピュータで処理される記録	書面	紙媒体による資料	電磁的記録利用システム	治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び保存に用いるシステム	コンピュータ・システム・バリデーション	コンピュータシステムが、完全性、正確性、信頼性及びユーザーの意図（ユーザー要求、使用目的等）どおりに確実に動作することを検証・保証し、文書化すること	実務担当者	規定や文書等で責任者の行うべき業務の権限を与えられ、代行する者	原データ	治験の事実経過の再現と評価に必要な情報であり、最初に記録された文書又はその Certified Copy に含まれる	治験関連文書	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）および再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）及び関連する通知等に基づき治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会間で交付、受領される文書	<p>本手順書で使用する用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電磁的記録</td> <td>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>紙媒体による資料</td> </tr> <tr> <td>治験クラウドシステム</td> <td>本手順書では、治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び／又は保存に用いるために治験用に開発されたクラウドシステム</td> </tr> <tr> <td>システムバリデーション</td> <td>システムが要求される仕様について、システムの設計から開発まで又は新システムへの移行まで常に満たすことを検証し、文書化（記録化）する過程</td> </tr> <tr> <td>治験関連文書</td> <td>医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）および再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号、以下「GCP」）に基づき治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会間で作成、交付、受領される文書</td> </tr> <tr> <td>ソリューションベンダー</td> <td>製品やサービスを利用者に販売する事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	電磁的記録	電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの	書面	紙媒体による資料	治験クラウドシステム	本手順書では、治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び／又は保存に用いるために治験用に開発されたクラウドシステム	システムバリデーション	システムが要求される仕様について、システムの設計から開発まで又は新システムへの移行まで常に満たすことを検証し、文書化（記録化）する過程	治験関連文書	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）および再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号、以下「GCP」）に基づき治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会間で作成、交付、受領される文書	ソリューションベンダー	製品やサービスを利用者に販売する事業者	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>
用語	定義																																
電磁的記録	人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピュータで処理される記録																																
書面	紙媒体による資料																																
電磁的記録利用システム	治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び保存に用いるシステム																																
コンピュータ・システム・バリデーション	コンピュータシステムが、完全性、正確性、信頼性及びユーザーの意図（ユーザー要求、使用目的等）どおりに確実に動作することを検証・保証し、文書化すること																																
実務担当者	規定や文書等で責任者の行うべき業務の権限を与えられ、代行する者																																
原データ	治験の事実経過の再現と評価に必要な情報であり、最初に記録された文書又はその Certified Copy に含まれる																																
治験関連文書	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）および再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）及び関連する通知等に基づき治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会間で交付、受領される文書																																
用語	定義																																
電磁的記録	電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの																																
書面	紙媒体による資料																																
治験クラウドシステム	本手順書では、治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び／又は保存に用いるために治験用に開発されたクラウドシステム																																
システムバリデーション	システムが要求される仕様について、システムの設計から開発まで又は新システムへの移行まで常に満たすことを検証し、文書化（記録化）する過程																																
治験関連文書	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）および再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号、以下「GCP」）に基づき治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会間で作成、交付、受領される文書																																
ソリューションベンダー	製品やサービスを利用者に販売する事業者																																

SOP 名：治験手続きの電磁化における標準業務手順書

	<p>2. 基本的な留意事項</p> <p>本手順書の適用範囲内において治験関連文書を電磁的記録として利用する際は、「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における電磁的記録・電子署名の利用について」で求められる要件に留意し、電磁的記録利用システム又はその運用手順により電磁的記録の信頼性を確保する必要がある。特に手順で信頼性を確保する場合は、「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方について」に掲げられた留意事項を踏まえて手順を整備し、実施した事実経過を後日第三者が検証可能となるよう記録する。</p> <p>また、治験契約前から治験関連情報の電磁的記録を入手することを鑑み、機密性の確保に努める。</p>	<p>2. 留意事項</p> <p>治験関連文書を電磁的記録として取り扱う際に求められる要件（真正性・見読性・保存性）は、治験クラウドシステム及び本手順書を含む運用プロセスにより確保する。</p> <p>治験関連文書の作成、交付、受領及び保存の責任者は、「岡山大学病院治験に係わる標準業務手順書」あるいは「岡山大学病院医師主導治験に係わる標準業務手順書」の規定及び指名に従う。</p>	<p>製薬協ひな形改訂のため</p>
	<p>3. 適用範囲</p> <p>3.1 本手順書の適用となる治験手続き範囲</p> <p>(1) 当院の院長、治験審査委員長及び治験責任医師等による治験関連文書の作成、交付及び保存</p> <p>(2) 治験依頼者、当院に治験審査を委託する医療機関及び当院が治験審査を委託した機関が作成した治験関連文書の受領並びに保存</p> <p>(3) 治験関連文書の破棄</p>	<p>3. 適用範囲</p> <p>3.1 本手順書の適用となる範囲</p> <p>(1) 治験関連文書の電磁的作成、交付及び受領</p> <p>(2) 治験関連文書の電磁的な保存及び管理</p> <p>(3) 治験関連文書の破棄</p>	<p>製薬協ひな形改訂のため</p>
p. 1	<p>3.2 本手順書の適用となる治験関連文書</p> <p>(1) 「統一書式通知」¹で規定される書式、詳細記載用書式及び参考書式等</p> <p>(2) 統一書式に添付される以下の資料</p> <p>治験実施計画書、治験薬概要書等、症例報告書見本、同意・説明文書、健康被害の補償に関する資料、被験者への支払いに関する資料、治験参加募集手順の資料、安全性情報等に関する資料、その他の審議資料</p> <p>(3) その他、DDworks NX/Trial Site の資料マスタに登録した資料</p>	<p>3.2 本手順書の適用となる治験関連文書</p> <p>(1) 「統一書式」で規定される書式、詳細記載用書式及び参考書式等</p> <p>(2) 統一書式に添付される資料</p> <p>(3) その他、治験クラウドシステムの資料マスタに登録した資料</p>	<p>製薬協ひな形改訂のため</p>
p. 2	<p>4.1 交付及び受領の手段</p> <p>DDworks NX/Trial Site を用いる。ただし、治験依頼者との協議により別的手段での交付、受領にも対応する。</p> <p>4.2 保存の手段</p> <p>DDworks NX/Trial Site を用いる。</p> <p>4.3 利用可能な電磁的記録のファイル形式</p> <p>原則として以下のファイル形式にて資料の作成、交付、受領並びに保存を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Adobe Portable Document Format (PDF) ・ Microsoft Word/Excel/PowerPoint 	<p>5.2 電磁的記録による交付及び受領の協議</p> <p>治験関連文書を電磁的記録にて交付及び受領することについて、以下の点を含めて治験依頼者等に提示し、了解を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイル形式：主に以下のファイル形式にて資料を作成、交付、受領及び保存する。（ただし、実施医療機関の長がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できる設定であること。） <ul style="list-style-type: none"> ➢ Portable Document Format (PDF) ➢ Microsoft Word/Excel/PowerPoint ・ 交付及び受領の手段：治験クラウドシステムを用いる。ただし、治験依頼者との協議により別的手段での交付、受領にも対応する。 <p>併せて、機密性の確保及び個人情報の保護のために必要な手段をあらかじめ治験依頼者等と協議する。</p>	<p>製薬協ひな形改訂のため</p>

SOP 名：治験手続きの電磁化における標準業務手順書

p. 2	<p>4.4 交付及び受領並びに保存時のフォルダ名及びファイル名 ファイル名については、本件に関する厚生労働省 事務連絡²をもとに治験依頼者と協議し決定する。フォルダ名については、DDworks NX/Trial Site により自動的に分類される。</p>	(削除)	製薬協ひな形改訂のため
p. 2	<p>5.1 電磁的記録利用システムの信頼性確保 (1) コンピュータ・システム・バリデーション 入力権限の設定及び監査証跡の記録等、電磁的記録利用システムにより電磁的記録の信頼性を確保するため、電磁的記録利用システムにはコンピュータ・システム・バリデーションを行う。本手順書の範囲内で取り扱われる治験関連文書の電磁的記録については、以下の要件を満たしていることを確認し記録する。 ・ 電磁的記録がセキュリティで保護されており、改ざんもしくは修正された場合はその記録が残される機能又はプロセスになっている。 ・ 第 5.8 項に詳細を記載するバックアップ、リストア（データ移行前後の確認を含む）できるプロセスが確立されている。 ・ 見読性が確保されており、電磁的記録をプリンタ等により書面として出力できる環境を保有する。 ・ 必要な期間、保存が可能である。 ・ 他の記録媒体やファイル形式にデータを移行した場合でも、上記の要件を満たす。</p>	<p>4. 文書を電磁的に取り扱うための手順 4.1 治験クラウドシステムの利用 4.1.1 治験クラウドシステムの導入 実施医療機関の長がソリューションベンダーと契約し、治験クラウドシステムを治験関連文書の作成、交付、受領及び保存の目的で利用する場合は、システムバリデーションとして以下の対応を行い、結果を記録した上で利用する。 ・ ソリューションベンダーから「治験クラウドシステムチェックリスト」等を入力し、治験クラウドシステム利用のための要件を満たしていることを確認する。 ・ 治験クラウドシステムが使用目的どおりに動作することを確認する。</p>	製薬協ひな形改訂のため
p. 2	<p>(2) システム管理体制 電磁的記録利用システムを利用するために必要な責任者、管理者、組織、設備及び教育訓練と教育記録に関する事項を規定する。 なお、適宜本運用の妥当性を確認し、必要な場合は是正措置を行うものとする。電磁的記録利用システムにログインできない等、本手順書あるいは業務フロー外の対応を取らざるを得ない場合には、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（医療機器、再生医療等製品の場合は該当の各省令）を遵守して対応するものとする。</p>	<p>4.1.2 システム管理体制 電磁的記録の利用に関する責任者は治験事務局長とする。 責任者は実施体制、設備（操作マニュアル類を含む）及び教育の管理を行わせるためにシステム運用責任者を指名する。 システム運用責任者は、治験クラウドシステムの「システム運用手順書」（公開不可）に従い、利用する治験クラウドシステムの管理体制、システムバリデーションに関する記録等を保存する。また、システムの操作に必要なマニュアル類を管理する。</p>	製薬協ひな形改訂のため
p. 2	<p>(3) 外部が保有する電磁的記録利用システムの利用 5.1 (1) ～(2)の要件を満たすシステムを利用することとし、GCP 第 39 条の 2 に基づく契約を締結する。</p>	(削除) (ソリューションベンダーとの契約については 4.1.1 参照)	製薬協ひな形改訂のため
p. 3	<p>5.2 業務責任の明確化（信頼性を確保するために手順により事実経過を検証可能とする場合） 受領側からの電磁的記録による交付の承諾、電磁的記録の作成、交付、受領、保存並びに破棄等の実務に関し、業務責任者等一覧表（別紙 1）により業務責任者・実務担当者を定める。 病院長は業務責任者に業務権限を委譲できるが、その最終責任は病院長が負う。</p>	<p>5. 作成・受領・交付・保存の手順 5.1 業務責任の明確化（信頼性を確保するために手順により事実経過を検証可能とする） 電磁的記録の作成、交付、受領、保存並びに破棄等の実務に関し、業務責任者一覧表（別添 1）により実務担当者を定める。 病院長は実務担当者に業務権限を委譲できるが、その最終責任は病院長が負う。</p>	製薬協ひな形改訂のため

SOP 名：治験手続きの電磁化における標準業務手順書

<p>p. 3</p>	<p>5.3 受領側からの電磁的記録による交付の承諾 本手順書で示す電磁的記録での治験手続きについて以下の点を受領側に提示し、承諾を得る。 (1) 通知上、確認すべき承諾の範囲 ・ 電磁的記録を用いて交付、受領を行う治験関連文書 ・ 交付及び受領の手段 (2) 業務上、確認すべき承諾の範囲 ・ 交付・受領を行う際に用いるファイル形式（バージョン情報を含む）、ファイル名、 ・ 機密性確保策及び改変防止もしくは検知策 ・ 保存及び破棄の手段</p>	<p>(削除)</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>
<p>p. 3</p>	<p>5.4 電磁的記録の作成 特定のシステムや環境によらず広く利用され、十分な使用実績があるファイル形式を用いることとし、原則として Adobe Portable Document Format (PDF)、Microsoft Word、Excel もしくは PowerPoint にて電磁的記録を作成する。</p>	<p>5.3 電磁的記録の作成 (1) ファイル形式 「5.2 電磁的記録による交付及び受領の協議」にて指定したファイル形式を利用する。</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>
<p>p. 3</p>	<p>5.5 電磁的記録の交付及び受領 第 5.3 項で確認した承諾内容に従い DDworks NX/Trial Site の授受機能を用いて電磁的記録を登録し交付する。 その際の機密性の確保は DDworks NX/Trial Site の暗号化通信、利用者アカウントによるログイン制限や、関係する治験実施計画書番号のみに参照/更新を制限する機能によって行う。 さらに電子的記録の改変の検知は、DDworks NX/Trial Site の監査証跡の記録等により行う。 なお、交付及び受領の事実経過を検証できるよう、電磁的記録の交付もしくは受領について、対応者、実施時期、内容は DDworks NX/Trial Site の機能により自動的に記録される。 また、交付前又は受領後に電磁的記録に対しファイル形式（バージョン変更も含む）の変更等、見読性に影響を与える可能性のある対応を行う場合は、変更前後の電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認し結果を記録する。 原データを含む電磁的記録（統一書式〔重篤な有害事象に関する報告書〕等）を治験依頼者に交付する場合は、作成責任者が直接送信する。もしくは DDworks NX/Trial Site のワークフロー機能等を用いて作成責任者が確認した電磁的記録を実務担当者から送信する。 治験依頼者から交付された電磁的記録を実務担当者が受領する場合は、速やかに本来の受領者に連絡するとともに、本来の受領者が確認した事実経過が検証できるよう記録を残す。もしくは DDworks NX/Trial Site のワークフロー機能等を用いて、実務担当者から本来の受領者に連絡する。 詳細な手順については、業務フローに定める。</p>	<p>5.4 電磁的記録の交付及び受領 治験クラウドシステムの授受機能を用いて電磁的記録を登録し交付する。 その際の機密性の確保は治験クラウドシステムの暗号化通信、利用者アカウントによるログイン制限や、関係する実施計画書番号のみに参照/更新を制限する機能によって行う。 さらに電子的記録の改変の検知は、治験クラウドシステムの監査証跡の記録等により行う。 なお、交付及び受領の事実経過を検証できるよう、電磁的記録の交付もしくは受領についての、対応者、実施時期、内容は治験クラウドシステムの機能により自動的に記録される。 また、交付前又は受領後に電磁的記録に対しファイル形式（バージョン変更も含む）の変更等、見読性に影響を与える可能性のある対応を行う場合は、変更前後の電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認し結果を記録する。 原データを含む電磁的記録（統一書式 12〔重篤な有害事象に関する報告書〕等）を治験依頼者に交付する場合は、作成責任者が直接送信する。もしくは治験クラウドシステムのワークフロー機能等を用いて作成責任者が確認した電磁的記録を実務担当者から送信する。 治験依頼者から交付された電磁的記録を実務担当者が受領する場合は、速やかに本来の受領者に連絡するとともに、本来の受領者が確認した事実経過が検証できるよう記録を残す。もしくは治験クラウドシステムのワークフロー機能等を用いて、実務担当者から本来の受領者に連絡する。 詳細な手順については、業務フローに定める。</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>

SOP 名 : 治験手続きの電磁化における標準業務手順書

<p>p. 4</p>	<p>5.6 電磁的記録の保存 (1) 電磁的記録を受領し、電磁的記録として保存する場合 DDworks NX/Trial Site にて保存する。 その際、DDworks NX/Trial Site の利用者アカウントによるログイン制限や、関係する治験実施計画書番号のみに参照/更新を制限する機能を用いる。 また、受領した電磁的記録に変更が生じ、電磁的記録を新たに受領する際は、事実経過を検証するための記録として変更前後の電磁的記録の両方が DDworks NX/Trial Site の機能により自動的に記録される。 (2) 電磁的記録を受領し、書面として保存する場合 受領した電磁的記録を DDworks NX/Trial Site から書面として出力し、電磁的記録と書面の出力内容に変更がないことを確認し結果を記録の上、書面を保存する。 原データを含む電磁的記録（統一書式〔重篤な有害事象に関する報告書〕等）を書面として出力する場合は、作成責任者の見解が検証可能なよう、DDworks NX/Trial Site に記録された事実経過を印刷し、指示や承諾が確認できるように保存する。 (3) 書面を受領し、電磁的記録として保存する場合〔スキャンによる電磁化〕 元の書面の記載内容を判別できる解像度・階調（200dpi、RGB256 程度）で書面をスキャンし、電磁的記録に変換する。書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認のうえスキャンした実施者、実施日付、実施内容を DDworks NX/Trial Site の所定の欄に入力のうえ、電磁的記録を登録する。スキャンした資料については書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認し記録を作成するまで保持することし、記録の作成後の書面はシュレッダー等により識別不可能かつ復元不可能な方法で破棄する。</p>	<p>5.5 電磁的記録の保存 (1) 電磁的記録として作成、交付又は受領した文書を保存する場合 治験クラウドシステム用いる。 (2) 書面を電磁的記録として保存する場合 元の書面の記載内容を判別できる解像度・階調で書面をスキャンし、電磁的記録に変換する。書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認のうえスキャンした実施者、実施日付、実施内容を治験クラウドシステムの所定の欄に入力のうえ、電磁的記録を登録する。スキャンした資料については書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認し記録を作成するまで保持することし、記録の作成後の書面はシュレッダー等により識別不可能かつ復元不可能な方法で破棄する。</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>
<p>p. 5</p>	<p>5.7 電磁的記録の破棄 DDworks NX/Trial Site の利用を終了する際は、サービス提供ベンダーに電磁的記録の破棄を依頼し、その作業記録を確認する。なお、DDworks NX/Trial Site に保存した文書は原則として破棄しない。</p>	<p>6.3 電磁的記録の廃棄 治験クラウドシステムの利用を終了する際は、ソリューションベンダーに電磁的記録の破棄を依頼し、その作業記録を確認する。</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>
<p>p. 5</p>	<p>5.8 バックアップ及びリストア バックアップ及びリストアはクラウドサービス（DDworks NX/Trial Site）のサービス提供ベンダーの責任において手順書を作成し、これに基づいて運用を行う。</p>	<p>6. 電磁的記録の管理 6.1 バックアップ及びリカバリー バックアップ及びリストアは治験クラウドシステムのソリューションベンダーの責任において手順書を作成し、これに基づいて運用を行う。</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>
<p>p. 5</p>	<p>5.9 保存された電磁的記録の他の記録媒体やファイル形式（バージョン変更も含む）への移行 5.8 バックアップ及びリストアと同様、クラウドサービス（DDworks NX/Trial Site）のサービス提供ベンダーの責任において手順書を作成し、これに基づいて運用を行う。</p>	<p>6.2 保存された電磁的記録の移行又は退避 他の電磁的記録媒体に移行した場合や形式を変更した場合（ソリューションベンダーから完全性に影響を与えるアップグレードの報告を受けた場合を含む）は、移行前の保存情報（監査証跡を含む）が保持されていることを確認し、その記録を保存する。</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>
<p>p. 5</p>	<p>5.10 治験審査委員会への資料の提供 DDworks NX/Trial Site 業務フローの通りを行う。機密性の確保として DDworks NX/Trial Site の暗号化通信、利用者アカウントによるログイン制限や、審査資料ファイルの有効期限パスワードによる閲覧制限の機能を用いる。</p>	<p>5.6 治験審査委員会への資料の提供 機密性の確保として治験クラウドシステムの暗号化通信、利用者アカウントによるログイン制限を行う。また、資料の画面表示を一定期間に制限する機能、およびビューワー機能により、審査資料ファイルの閲覧に制限を設ける。</p>	<p>製薬協ひな 形改訂のため</p>

SOP 名：治験手続きの電磁化における標準業務手順書

p. 5	<p>5.11 電磁的記録の監査・規制当局による調査等への提供 モニター、監査、治験審査委員会並びに規制当局等による調査の際は、DDworks NX/Trial Site に参照用の利用者アカウントを作成して提供する。また必要に応じて電磁的記録を DDworks NX/Trial Site から DVD-R 等に複写して提供する。なお、提供する DVD-R 等は DDworks NX/Trial Site に登録された電磁的記録と、同一性や見読性に問題が無いことを確認する。</p>	<p>5.7 電磁的記録の監査・規制当局による調査等への提供 モニター、監査、治験審査委員会並びに規制当局等による調査の際は、治験クラウドシステムに参照用の利用者アカウントを作成して提供する。また必要に応じて電磁的記録を治験クラウドシステムから DVD-R 等に複写して提供する。なお、提供する DVD-R 等は治験クラウドシステムに登録された電磁的記録と、同一性や見読性に問題が無いことを確認する。</p>	製薬協ひな形改訂のため
p. 5	<p>5.12 治験手続きの電磁化に関する教育 治験手続きを電磁的に行う者は、事前に本手順書の内容を十分理解し業務を実施することとし、本手順書の内容の学習日、学習者を記録する。 なお、入力権限の設定及び監査証跡の付与等、DDworks NX/Trial Site の利用に関し教育を受講し受講日、受講者を記録する。</p>	<p>4.1.3 治験関連文書の電磁的取り扱いに関する教育 治験関連文書を電磁的に作成、交付、受領又は保存する者は、治験クラウドシステムを十分理解し業務を実施するための教育を事前に受ける。システム運用責任者は、治験クラウドシステムの「教育訓練手順書」(公開不可)に従い、受講者、受講日、教育内容を記録し保存する。</p>	製薬協ひな形改訂のため
p. 4	—	<p>4.1.4 アカウント管理体制 システム運用責任者は、治験クラウドシステムの「システムアクセス手順書」(公開不可)に従い、治験クラウドシステムのアカウントを個人毎に特定し、役割及び責任に応じて付与する。</p>	製薬協ひな形改訂による追記
p. 5	<p>6. 関連法令 6.1 遵守すべき法省令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 28 号) ・ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年厚生労働省令第 36 号) ・ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年厚生労働省令第 89 号) ・ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成 16 年法律第 149 号) ・ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 (平成 17 年厚生労働省令第 44 号) </p>	(削除)	製薬協ひな形のため
p. 6	<p>7. 関連通知等 7.1 参照すべき通知等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における電磁的記録及び電子署名の利用について」 ・ 「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて」 ・ 「「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて」 ・ 「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の施行について」及び関連通知等 ・ 「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」について」 ・ 「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方について」 </p>	(削除)	製薬協ひな形改訂のため

変更点一覧

SOP 名：治験手続きの電磁化における標準業務手順書

P8. 改訂履歴	改訂履歴				改訂履歴				改訂履歴の追記
	版数	作成日/改訂日	改訂理由・概要等	発行・改訂者	版数	作成日/改訂日	改訂理由・概要等	発行・改訂者	
	1 版	2019. 10. 31	新規作成	金澤 右	1 版	2019. 10. 31	新規作成	金澤 右	
	2 版	2020. 2. 1	5. 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 5.8 バックアップ及びリストア における記載整備	金澤 右	2 版	2020. 2. 1	5. 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 5.8 バックアップ及びリストア における記載整備	金澤 右	
	3 版	2021. 10. 1	製品名変更に伴い DDworks21/Trial Site より DDWorks NX/Trial Site に変更 5. 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 5.1 電磁的記録利用システムの信頼性確保 (2) システム管理体制 における文言追加 本手順書あるいは業務フロー外への対応を取らざるを得ない場合には、GCP を遵守して対応する旨追記	前田 嘉信 (押印省略)	3 版	2021. 10. 1	製品名変更に伴い DDworks21/Trial Site より DDWorks NX/Trial Site に変更 5. 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 5.1 電磁的記録利用システムの信頼性確保 (2) システム管理体制 における文言追加 本手順書あるいは業務フロー外への対応を取らざるを得ない場合には、GCP を遵守して対応する旨追記	前田 嘉信	
				4 版	2024. X. X	日本製薬工業協会が提供するひな形（2024 年度版）の改訂による、より効率的かつ普及を目的とした全般的な改訂	前田 嘉信		

(レイアウト軽微変更は変更点に含まず)